

2022年度事業計画

2022年度は、第5期中期計画及び2020年度理事懇談会報告、2021年度事業活動報告にもとづき、また参考にして事業活動を進めます。

第5期中期計画

- 期 間 2020年4月1日～2023年3月31日
- 目 的 本会は、地域社会に住み、暮らす市民の視点から、市民の参加による持続可能な市民社会づくり、豊かな地域社会づくりに関わる政策提案を行い、その実現に向けて市民と協働して取り組むとともに、市民の自主的な社会活動（市民活動）の推進に寄与することを目的とします。（定款第3条より）
- 基本方針 市民活動の推進により「市民社会」をつよくする
- 中期方針 『市民自治体』づくりをめざし「つなぎ役」として取り組む
- 事業活動の3つの柱（指針）
 - ① 学びの場をつくり、人を育てる
 - ② 人と人、組織と組織をつなぎ地域社会をつくり・強くする
 - ③ しくみをつくる

- 事業目標と実施事業等

1. 「市民自治・参加・分権」にもとづく地域・市民社会の強化

地域・市民社会の強化のための調査研究や事業活動への支援・協力、政策・制度・しくみづくり、市民事業活動や自治体議員の担い手づくりのための各種事業活動を継続的に進めます。

また、上記の取り組みを進めつつ関係団体と協力のもとに継続して取り組むべき新規事業の立ち上げに向けて準備を進めます。

（以下、2020年度事業から）

- ① 空き家活用・居住支援
- ② まちぽっとセミナー
- ③ 自治体政策・制度研究
- ④ 市民事業・自治体議員研修
など

2. 市民の主体的活動・事業への支援

これまで実施してきた「草の根市民基金・ぐらん」や「ソーシャル・ジャスティス基金(SJF)」など、市民の主体的活動・事業への支援にかかわる事業活動を継続するとともに、その取り組みの強化を図ります。また、「市民社会強化活動支援事業(Pecs)」の円滑な事業活動を進めるとともに、「子ども基金」など生活クラブをはじめ関連団体が進める市民の主体的活動・事業への支援にかかわる事業活動にも積極的に関与しその取り組みを進めます。

なお、上記事業の実施については「現場や当事者と直接関与して取組む団体と助成事業を行う団体との関係・関与のしかた、しくみ」などの検証と改善、「助成事業により知り得た社会課題の公共政策・制度改善への積極的な関与」などについて再検証し、各事業において本会が関わる意義・目的をいま一度明確にして、事業の見直し、さらなる事業活動の発展や拡大に向けて取組みます。

(以下、2020年度事業から)

- ① 草の根市民基金・ぐらん
 - ② ソーシャル・ジャスティス基金(SJF)
 - ③ 市民社会強化活動支援事業(Pecs)
- など

3. 市民活動との連携・協力による市民事業の推進、情報の発信

多様な市民活動団体との連携・協力により、市民事業の発展や創出、推進に向けた取り組みを進めます。

- ① 「自治体政策・条例化」に向けた取り組み
 - ② 「政治(政府)権力・権限集中化」の課題と是正に向けた取り組み
 - ③ 「子ども基金」への協力
 - ④ 季刊誌、書籍等の発行
 - ⑤ メールマガジン等の配信
- など

4. 事業・経営基盤の安定化及び組織・運営体制の強化

継続して事業活動を遂行するためには安定した事業・経営基盤が必要であり、各事業活動の検証と見直しを図り、その強化を進めます。また、同時に人事等の見直しにより組織・運営体制の強化を図ります。

なお、各事業の検証と見直しに際してはコンソーシアム型運営を意識するとともに、各事業間の連携による相互の発展・拡大などに向けて取組みます。

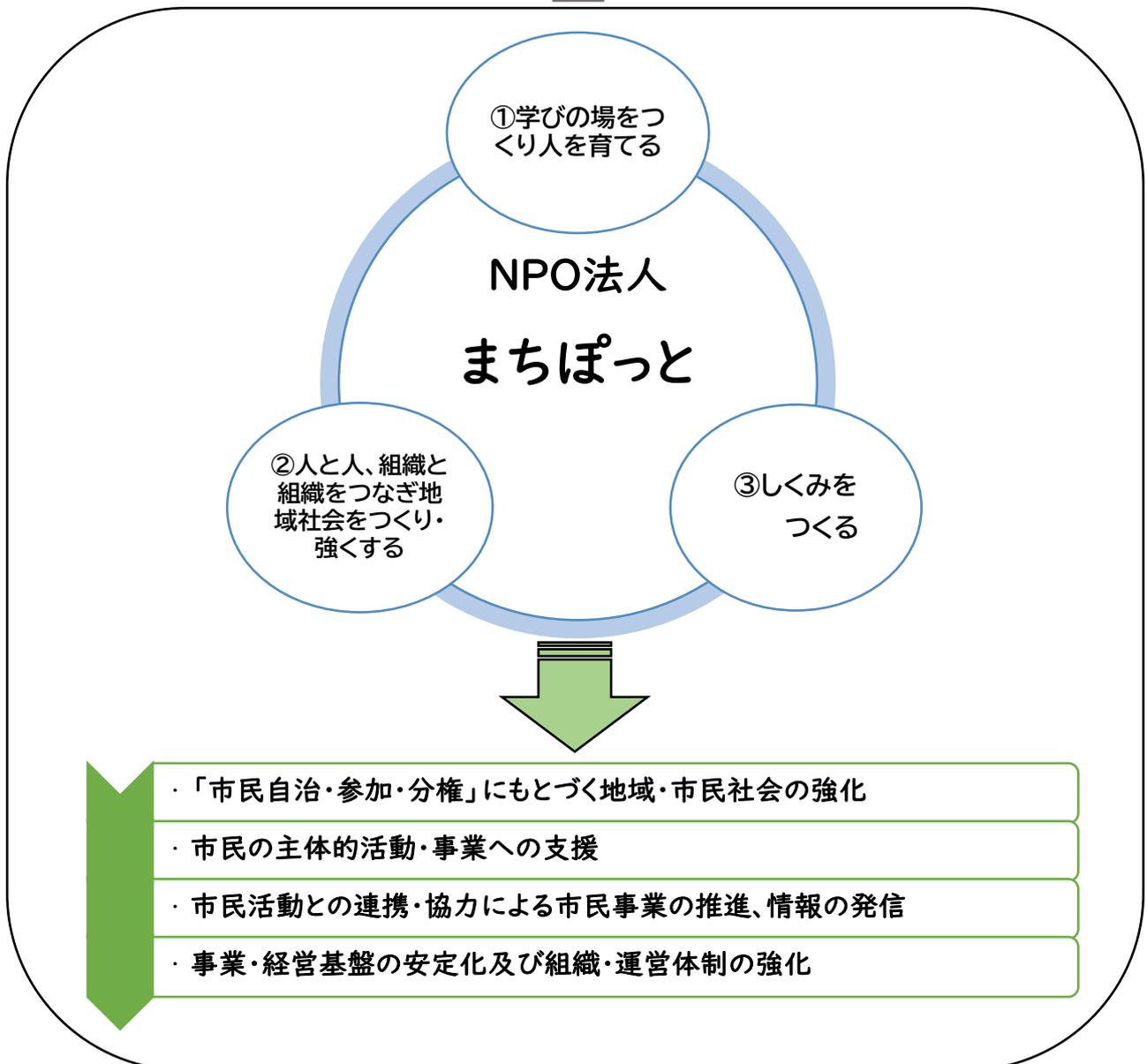
- ① 経営基盤の強化・安定化、目的や効果などについて各事業活動の検証と見直し
 - ② 組織運営体制の強化のための人材の確保
- など

(目的) 本会は、地域社会に住み、暮らす市民の視点から、市民の参加による持続可能な市民社会づくり、豊かな地域社会づくりに関わる政策提案を行い、その実現に向けて市民と協働して取り組むとともに、市民の自主的な社会活動(市民活動)の推進に寄与することを目的とする。(定款第3条より)

基本方針 市民活動の推進により「市民社会」をつよくする



中期方針 『市民自治体』づくりをめざし「つなぎ役」として取組む



I. 2022年度組織・財政運営計画（案）（2022年4月1日～2023年3月31日）

1. 組織運営

1) 会員

ここ数年会員数が微減しており、昨年度は COVID-19 の影響もありさらに減少となりました。2022年度は各種事業活動と並行して広報活動の強化などを通じて会員の拡充に努めます。

2) 役員・事務局体制

以下の役員及び事務局体制で運営にあたります。

<理事>（17名）

伊藤 久雄、奥田 雅子、大嶽 貴恵、金丸 正樹、金子 匡良、工藤 春代、小関 隆志、小寺 浩子、小林 幸治、佐々木 貴子、武内 好恵、土屋 真美子、坪郷 實、豊泉 惣子、三浦 一浩、三木 由希子、渡部 真実

<監事>（2名）

辻 利夫、矢崎 芽生

<事務局（主な担当業務等）>（6名＋アルバイト等3名）

伊藤 久雄（研究スタッフ）、金 和代（Pecs）、小林 幸治（事務局長）、瀧川 恵理（SJF）、西畑 ありさ（広報）、深田（小田） 祐子（会計総務）

※アルバイト・ボランティアスタッフ：姜 海仁（カンヘイン）、今朝丸 郁子

3) 理事会・幹事会

理事会は年間4回程度開催します。理事長、副理事長、事業担当理事等による幹事会を隔月での開催を基本として、日常的な事業活動の管理運営、方針・計画案等の作成を行います。

4) 草の根市民基金・ぐらん

「草の根市民基金・ぐらん運営委員会」による管理運営を基本とし、その決定事項を NPO 法人まちぼっと理事会で承認し、実行します。

5) ソーシャル・ジャスティス基金（SJF）

「ソーシャル・ジャスティス基金運営委員会」による管理運営を基本とし、その決定事項をまちぼっと理事会で承認し、実行します。

2. 財政運営

1) 活動予算

草の根市民基金・ぐらんは、例年通り都内草の根助成 350 万円（上限）、アジア草の根助成 100 万円（上限：継続含む）の実施を予定しています。

ソーシャル・ジャスティス基金（SJF）は、500 万円（上限）の助成公募と定期的なアドボカシーカフェの開催を行います。庭野平和財団の助成（3 か年予定）による『Social Justice

を求める市民活動・連携促進プロジェクト（SJ連携PJ）の3年目の活動を進めます。

市民社会強化活動支援事業（Pecs）は、実行団体への活動助成も含めて約3,580万円の助成により実施します。

草の根市民基金・ぐらん及びSJF、Pecs以外の寄付額300万円、受託事業収益額218万円、助成金・補助金額200万円を目標額として事業を実施します。

2) 財政課題

本会計は、繰越金に余裕がないため各事業において収益性を確認しながら事業を進めるとともに、新たな収益事業の確保に努めていきます。

また、抜本的な解決に向けて第5期中期計画にもとづき各事業の検証、見直しも含めて財政の持続可能性を図ります。

II. 2022年度事業活動計画（案）（2022年4月1日～2023年3月31日）

i. 「市民自治・参加・分権」にもとづく地域・市民社会の強化

地域・市民社会の強化のための調査研究、事業活動への支援、協力、政策・制度、しくみづくり、市民事業活動や自治体議員の担い手づくりのための各種事業活動を継続的に進めます。

1. 「空き家活用・居住支援」事業

「市民・地域居住支援連絡協議会」の活動をはじめとする「空き家活用」及び「住宅確保要配慮者に対する居住・見守り支援の取組み」を継承し、生活クラブ生協・東京や居住支援市民連絡会・府中の居住支援相談等の取組みなど具体的な相談内容などの検証・分析等を通じて、さらに地域資源を活用した地域づくりに向けた事業の実施や政策・制度の改善などの取組みを進めます。

2. 「まちぼっとセミナー」等開催事業

「まちぼっとセミナー」の開催をはじめ、自治体政策・制度等に関わる課題について学び、考え、対話する場を設け、地域・自治体づくりに向けた取組みを進めます。

3. 「自治体政策・制度」調査研究事業

他団体との協力による取組みのほか、独自での個別テーマによる調査研究を進め、自治体政策・制度づくりに取り組めます。

4. 「市民事業・自治体議員研修」事業

市民自治・分権・参加の普及と強化のため、市民社会の担い手となる主に市民や自治体議員・職員などを対象とした学習会・研修会等、学びの場づくりを進めます。

ii. 市民の主体的活動・事業への支援

これまで実施してきた市民の主体的活動・事業への支援にかかわる事業活動を継続するとともに、その取組みの強化を図ります。

5. 草の根市民基金・ぐらん

都内で活動する市民団体及びアジアで活動する市民団体を支援する助成基金として、「草の根市民基金・ぐらん運営委員会」のもとで助成事業及び交流事業の取組みを引き続き進めます。助成団体と寄付者・市民との交流する場をさらに進めることなどを通じて、生活クラブ組合員をはじめ多くの市民による資金支援の拡大に努めます。

6. ソーシャル・ジャスティス基金（SJF）

「社会的公正」を目指し周縁化されやすい課題についてアドボカシー活動を行う市民団体を支援する助成基金として、「ソーシャル・ジャスティス基金運営委員会」のもとで助成事業

を進めるとともに、企画委員会のもとでアドボカシーカフェとして対話事業の取り組みを進めます。また、「Social Justice を求める市民活動・連携促進プロジェクト」（3年計画）の3年度の取り組みを進めます。

7. 市民社会強化活動支援事業（Pecs）

休眠預金等交付金を活用して、2020年度から全国10団体への助成活動を通じて、また実行団体へのCOVID-19緊急支援の取り組みを引き続き進め、地域・市民社会の強化をめざします。今年度は2019年度資金分配団体として最終年度となり、一連の活動を通じて休眠預金等活用制度の仕組みづくりや制度の改善なども中長期的な目標として取り組みます。

iii. 市民活動との連携・協力による市民事業の推進、情報の発信

多様な市民活動団体との連携・協力により、市民事業の発展や創出、推進に向けた取り組みを進めます。

8. 機関誌、書籍等の発行

主に会員向け季刊誌・情報誌として、市民政策調査会と協力して「アドボカシー」の発行を引き続き進めますが、その事業遂行にあたっての体制や内容などについて検討します。

9. Webサイトの再構築及び更新、メールマガジン等の配信等による広報活動

Webサイトの再構築を進めるとともに更新を逐次行い、またメールマガジンを発行し積極的な情報発信を進めます。

10. 生活クラブをはじめ関連団体への事業協力

生活クラブ生協・東京が進める「東京政策推進会議」、「コネクト推進機構」、「子ども基金」などや、「東京コミュニティパワーバンク（東京CPB）」、「生活クラブ運動グループ・東京連絡会」、「インクルーシブ事業連合」、「アビリティクラブたすけあい（ACT）」など、生活クラブ運動グループや関連団体等の取組みへの参加・協力を進めます。

11. NPO法制定記録の保管・公開

これまで進めてきたNPO法制定時の記録文書を歴史的文書として国立公文書館へ寄贈し、公開する取り組みについて、著作権法との関係で公文書館として公開が困難な文書が多いため、寄贈作業は中断することにします。

現在、まちぼっとでアーカイブとして保管している記録文書の目録およびまちぼっとで行った調査記録、関係者の証言などは、HPにのせ利用に供していますが、さらに記録文章で公開できる文書を整理し、閲覧可能な状態にするなどの作業に取り組みます。

iv. 事業・経営基盤の安定化及び組織・運営体制の強化

第5期中期計画にもとづき、事業活動毎に「経営基盤の強化・安定化、目的や効果などについて各事業活動の検証と見直し」、「組織運営体制の強化のための人材の確保」などを順次進めます。